

奈教総 第66号
令和5年6月23日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 横 井 雄 一 様

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人から提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成 21 年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

第 4 監査の結果及び意見

I 少子化対応事業について

7. 放課後児童健全育成事業施設について

(2) 結果

① 減免の開始月を要綱に定め明文化すべきである

(地域教育課)

【監査結果】

児童育成料についても保育料同様、減免の対象者は生活が困難となったもの等であり、減免基準表や減免期間が設けられている(バンビーホームにおける児童育成料の減免取扱基準より)。しかし、減免による児童育成料の賦課がいつなのかについては明記されていないため、開始月の判断基準を設けることが必要である。

なお、減免の要件は「取扱基準」として定められているが、「要綱」として定めて公表すべきである。

【措置の内容】

平成 28 年 4 月 1 日に施行した奈良市バンビーホーム児童育成料減免取扱要領で、減免の開始月を明文化しました。